

北斗市	部	民生部	課	社会福祉課				
投げ込み日	令和	4	年	1	月	12	日	
情報解禁日	平成		年		月		日	<input checked="" type="checkbox"/> 指定無

「大学生等扶養世帯に対する臨時特別給付金」 の支給について【北斗市独自制度】

北斗市では、19歳から22歳の大学生等を扶養する世帯に、大学生等1人あたり10万円を支給します。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、国の施策による18歳以下の児童を対象とした「子育て世帯への臨時特別支援金」の対象とならない大学生等を扶養する方に対しても、大学生等の未来を拓く一助となるよう、北斗市が独自の支援を実施することとしました。

本事業は、今回で 1 回目の開催です。

○内容

【対象者】平成11年4月2日から平成15年4月1日までの間に出生した大学生等を基準日(令和4年1月1日時点)時点で扶養している市内に住民登録がある保護者の方

【支給額】大学生等1人あたり10万円

【所得制限】対象者の令和3年度(令和2年中)の所得が、児童手当法施行令に規定する所得制限を上回る場合は支給しない。

【受付期間・申請方法等】

- ・受付期間は、1月下旬から3月末までを予定しています。
- ・申請方法は、所定の申請書に必要書類を添えて、郵送又は窓口で提出いただきます。

※受付期間・申請方法等について、詳細が決定した際に、市ホームページ、市広報誌(2月号)等でお知らせいたします。

○経緯・今後の予定

1月下旬 申請受付開始
2月上旬 支給開始
3月末 申請受付終了

一口メモ

他市町村の学校に進学し、北斗市から転出している大学生等や浪人生などを扶養している場合も対象となります。

社会福祉課		課長	佐藤 雅彦	
当日	連絡先	0138-73-3111	内線	171
前日	連絡先		内線	

【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼

人と、未来と、ほくと。

